

勸 告

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）の適用を受ける職員の期末手当等について、次のように勧告する。

なお、1の(3)の措置については、民間における特別給の支給状況を調査・検討の上、別途、勧告することとする。

1 平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置

(1) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項並びに学校職員の給与に関する条例第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の5第2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

ア イに掲げる職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）

イ 再任用職員 0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあつては、0.4月分）

(2) 平成21年6月に支給する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3

条又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第19条第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第3項により読み替えて適用する学校職員の給与に関する条例第12条の2第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

- (3) 本来、平成21年6月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と(1)及び(2)による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日